

社会福祉法人 博悠会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和 9年 3月までに、所定外労働時間を、1人当たり月間 10 時間未満とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 所定外労働の施設毎の原因分析等を行う
- 令和6年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和6年 5月～ 社内情報共有システム等による社員への周知
- 令和6年 6月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 2：育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務体制の見直しを行う。

<対策>

- 令和6年 4月～ 現在実施の問題点等の検討、体制見直し
- 令和6年10月～ 社員への周知

目標 3：育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるよう人事評価制度を見直したので、運用を行う。

<対策>

- 令和6年 5月～ 人事評価制度の運用。
- 令和7年 4月～ 新人事制度の効果の確認。

目標 4：週休3日制の導入

<対策>

- 令和6年 4月～ 導入のためのシフト検討、整備を行う。
- 令和6年 10月～ 試行運用開始。
- 令和7年 10月～ 本運用の確認。